第6回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 議事録

日時: 平成25年2月5日(火曜日)

午後7時~午後9時

場所:あんさんぶる荻窪 4階第1教室

構成員出席者14名

事務局: お待たせ致しました。ただ今から「杉並区における外環の地上部街路に関する話し合いの会」を開会致します。本日は夜分、お忙しい中ご出席くださいましてありがとうございます。事務局を担当致します、東京都都市整備局外かく環状道路担当です。よろしくお願い致します。

始めに、注意事項を説明致します。携帯電話は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願い致します。会議中は進行の妨げになりますので、私語や拍手をご遠慮いただきますようお願い致します。また、会議中の撮影についてもご遠慮ください。

報道関係のカメラ撮影につきましては、この後、資料確認が終わるまでとさせていただきます。本日の話し合いの会は、議事録を作成するために録音を行なっております。マイクを使わないで発言された場合、録音できない可能性がございます。発言を行う際は挙手をして、司会者から指名の後、マイクを使って発言くださいますようお願い致します。なお、ご発言の際には、ご着席のままお話しください。本日の終了時刻は午後9時を予定しておりますので、ご協力をお願い致します。なお、構成員である飯田様から辞退の申し入れがありましたのでご報告致します。

次に資料の確認をさせていただきます。本日使用する予定の資料ですが、本日の 次第、資料6-1から資料6-5、参考資料。そこまでが第6回の配付資料になり ます。残りにつきましては以前までにお配りしたもので、資料5-3、5-4、5 -8、4-4、4-6-3、5-9、5-5-1、5-5-2、4-5-3になり ます。もし不足している資料がございましたらお近くの担当までお知らせください。 また、資料の訂正がございましたので、お手数ですが訂正をお願い致します。1つ 目につきましては、これは前回にお配りした資料になります。前回お配りした資料 の「データ更新一覧表」の中で、資料1-3に対応するものと致しまして、資料5 -8、資料2-6に対応するもの致しまして資料5-9と表記があったのですが、 それぞれが資料5-7、資料5-8に対応するものでしたので、訂正をお願い致し ます。それともう1点ですが、今回の配付資料で、資料6-3の一番上の質問のと ころで、真ん中の少し下のところなんですけれども、「同じくP24の都の答えに 対して」とあるところを、これを「国の答えに対して」と替えさせていただきたい のと、もう1点、そのすぐ先に文章の続きになるんですけれども、「質問者がもっ ともな回答をしていると思うが、質問しているのに」とあるところを、「質問者が もっともな回答をしていると思うかと、質問しているのに」というところを、お手

数ですけれども訂正をお願いしたいと思います。それでは資料確認が終わりましたので、報道関係のカメラ撮影につきましてはここで終了とさせていただきます。それではここから議事進行は、司会にお願い致します。

司会: よろしくお願いします。

構成員A:

ちょっと、一言だけ言わせていただきたい。今回、杉並区における話し合いの会 というのはずっと行われているのですけれど、私も再三いろいろお願いしたんです けど、あくまでこれは、設置目的という第1条に書いてある、「現在の都市計画区域 を活用して道路を整備」、あと「都市計画の区域を縮小して整備」また「代替機能を 確保して外環の2の都市計画を廃止」。この3案について、まず必要性の有無から話 すべきじゃないか、ということを再三、杉並区の部長もあいさつの度に発言なさい ました。つまり、廃止を含めた3案と言うことに関して、今まで検討は全くなされ てないわけなんです。ですから、司会者に対して、このことに関しても私は要求し てあるはずです。また、外環の地上部のあり方についてという件に関しては、非常 にりっぱな冊子を作られたんです。特にこの本の後ろには、検討のプロセスと言い まして、検討の進め方という形で非常に良いことが書いてあるわけなんです。とこ ろが、実際においては、東京都はあくまでも構成員の1人として、地域住民に意見 を聞く会はこの会の本来の趣旨であるということは書いてあるわけなんです。とこ ろが始まるといつでも、東京都の方が建設計画の説明会という形で、必要性という、 いかに良いものであるかという、その説明会でずっと来ているわけなんです。です から、あくまでも原点に戻って、やはり東京都はこれだけ立派な設置要綱というも のを作ったのですから、それに従ってやってもらうべきだと思うのです。特に、私 はこのことに関しては再三言ってるのですけれど、司会者自身も議事進行というか たちで、公正で中立にきちっとやっていただきたいということを、私言っているわ けなんです。ところが、・・・

司会: はい。わかりました。

構成員A: いや。分かってないから、私、まだ続けるんです。

司会: 始めましょうか。会議を始めましょう。

構成員A: ですから・・・

構成員Q: まだ、司会が入っていないじゃないですか。それで、スタートしてないのに始め

るっておかしいでしょう。司会者、しっかりしてくださいよ。

構成員A: 司会者がしっかりしていないから、私は言うわけなんですよ。

司会: それでは、きちんと進めたいと思います。申し訳ありません。ご協力をよろしく

お願い致します。それでは本日の次第をまず説明していただきます。

構成員A: ちょっと、司会者ね。私はまだ発言途中ですから。

司会: では、必要なときにまたご発言ください。

構成員A: じゃあ、あとですね、一番大事なこと。時々、いろいろ問題について私が言った

ことに関して全く回答になっていない回答で、ずっと来ているわけなんです。

事務局: すみません。よろしいですか。司会者の方から進めるということで言われておりますので。

司会: 構成員Aさんのご説明の時間も今日はとってあるみたいですから、お話しいただけるのではないかと思います。まずは次第の説明をしていただきましょう。

事務局: お手元の次第をご覧ください。次第2において前回の議事録と議事要旨の確認などを行います。その後、次第3において前回分もありますが、質問に対する回答を行い、次第4の地域の必要性、整備効果について行います。都から説明の後、必要性に関する構成員の提出資料として、須藤構成員、古川構成員、中島構成員に資料の説明をしていただきます。その後まとめて質疑応答を行います。次に次第5の第4回に構成員から提出された資料として中島構成員からの資料を説明して頂きます。以上になります。

司会: それではまず前回の議事の確認ですね。議事録、議事要旨を事務局の方からお願いします。

事務局: はい。議事録、議事要旨の確認です。前回の議事録、議事要旨について確認させていただきます。資料6-1および資料6-2をご覧ください。皆様に事前に送付した内容でご確認いただき、修正のご指示の基に修正を致しました。本日ご確認をいただければ、案を取って公表してまいります。ご確認のほどよろしくお願い致します。

司会: 議事録および議事要旨について、何かある方いらっしゃいますか。では構成員M さん。

構成員M: 井荻自治会の構成員Mです。ものすごく間違いが多くてね、議事録にね。しかもその根本的な人の間違いが多いのですよ。それで、これは前回私は、1回目は出てませんけども、匿名にしたってことから来てるんじゃないかと思うんですね。それで議事要旨が来たとき、議事録が来たときに、自分がBだとかAだとか言われるから、それだけはチェックするけれども、それ以外のチェックできないんですよ。これ全部、逐条でチェックさせられてたらね、とても時間がかかるので、皆さんに諮りたいんですよね。これもここだけの席上だからね、匿名やめません?実名でやった方がね。そうしないと、なんか今回はAで、今回はBで、その次はCで。司会者だって議事録見てて分かりますか?これ毎回議事録見てらっしゃると思うんだけど。首尾一貫した主張をなさっている方が、くるくる記号が変わっていっちゃったら、まずいんじゃないでしょうか。

司会: これは議事録の確認とちょっと性格が違ってるんじゃないかと思うのですが。今 のお話しは公開も実名ということですか?あるいは確認の時に。

構成員M: 他人の発言をわざわざ私の発言にされてて気が付くようなことがね、これは編集 する方も大変かもしれないけれども、実名で入っていたらそういう間違いはないと 思うんですよね。それから、なんか無責任にそのご意見カードもそうだけど、匿名 でパッと出しといて、あと知らないみたいなね。時間がたくさんあったんだけれど も、ご意見カード見てますと、ぱっと言うだけ言ってみたいな発言もあるし、そう するとその時に実名出てればね、じゃその人に次に説明していただこうと思うのだけれども、「ちょっと分からないことあったから教えてください」っていうふうに事務局にお願いしたら、「匿名だからその人の説明はできない」っていうふうに断られたんですよ。

構成員Q: ちょっと始めの時に、匿名でやるってみんなの話し合いの元に決まりましたよね。 それをちょっともう一回説明して下さい。

構成員A: それじゃまずいから変更しようって言ってるんじゃないですか。

構成員Q: いや違う。そうじゃない。今ね、個人情報とかいろいろあるわけ。こういうの は公に出るわけですよ。

司会: はい。では都Aさん。話して下さい。

都A: 東京都の方から、議事録、議事要旨のまとめ方についての決まり事ということでご説明をさせていただきます。第1回目というより、この会を始める前、準備会というものを最初、開かせていただきまして、その中でどうやってまとめていきましょうかということを話し、皆さんの合意を得て、こういう形になりました。議事録、議事要旨につきましては、構成員Mさんがおっしゃるように間違いがあったらいけないと思いますので、今後しっかりと、ご指摘頂かないように、私どもの方で精査していきたいと思いますので、もう一度その辺のところはご容赦いただきましてご理解頂ければというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

司会: 議事録の内容についてまず決めてしまいましょう。いいですか。議事録および議事要旨に関して。内容ですね。じゃ構成員Oさん。

構成員O: 今のことの続きじゃないんですか?

司会: いや違います。内容です。今の内容。

構成員M: ちょっと待ってください。司会者、それは振り方が悪い。

司会: 議事録の出し方はちょっとこの後やるとして、この6-1と6-2について、この内容でよろしいでしょうか。

構成員M: 振って下さいよ。

構成員〇: 今のけりをつける。

構成員M: けりをつけてからにしてくださいよ。

構成員O: 他の区は名前出してやってんのよ。

構成員A: 随分間違えているから言ってんじゃないのよ。

構成員M: 整理して言おうか。もういっぺん、はい。

司会: それでは、都Aさん。

都A: 議事録、議事要旨のまとめ方につきましては、先ほども申し上げましたように、この会が始まる前に準備会ということで、皆様に集まっていただいて決めさせていただいたものですから、この場で「じゃ、変えますか」ということではないかと思っています。もし変えるということであれば、再度そういう機会を持たなければならないと思いますので、この場では申し訳ございませんけど、今の形でやらさせていただきたい。間違いがないように今後も気を付けてまとめてまいります。今、司

会者もあえて言いましたが、まとめ方うんぬんというより、今、この6-1、6-2についての、議事録について皆さんにご確認いただきたいということでございますので、大変恐縮でございますが、まずそこからお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

司会: はい、では議事録の内容についてですね。はい、構成員Mさん。

構成員M: 今、私が司会者に、今までこうだったかもしれないけれども、今の席上でこういうふうに変えてくだされば、いろいろメリットあると提案をしたんですよ。それを司会は都Aさんに振って、都Aさんが「だめです」。それでおしまいなんて言うのは、ちょっとおかしいと思うんですよね。都Aさんが言いっきりになったらおしまい。だったら片道で、なんか意見言っても都Aさんが駄目よ、と言われたらそうなの?それでは、司会者、やっぱり駄目だと思うんですよ。その質問者がどういうことを、質問者が提案しているかを司会者がよく理解して、それに対する答えを都がやっているかやっていないかを判断して、やってなかったらもういっぺん再回答させるとかね、そういうことしないから物事がどんどん進まないで、繰り返し繰り返しなっているわけでね。最後に都Aさんの発言でおしまい、っていうのはね、やっぱりこれ話し合いの会じゃないでしょう。

司会: これは始まるときに決めてしまっていることなので。

構成員Q: もっといたんですよ。構成メンバーが。いた中で全員が賛同したわけ。そうしま しょう、匿名で。それだったら今言われたとおり検討すればいいじゃないですか。 堂々巡りで前へ進まないじゃないですか。

司会: それでは、まず議事録を確定してしまいましょう。

構成員M: 終わってないよ。終わっていないのをそうやって打ち切るからね、みんな欲求不満がたまってね。そりや確かに僕は準備会出てないけれども、都Aさんの説明は正しいかもしれないけれども、その全会一致でやった人は今は出ていないわけですよ。出てきてない人の全会一致よりも、今ここに出てきている人の総意で、その方が混乱もしないし別に害があるわけでなくてね、いや東京都はその個人情報うんぬんといいながら、他の打ち合わせの会ではね、実名を出しているわけですよね。だから杉並区と他の区と分ける必要もないだろうし、そういう問題点は他の打ち合わせの会ではできているんで、そういう提案をしているわけです。それで構成員Qさんは前の結果を今説明してくださっているわけです。だけど、それをね、なんか司会者が「都Aさんどうぞ」。都Aさんいわく「できません」。そういう話し合いの会じゃないでしょうよ。

都A: いいですか。

司会: はい。都Aさん。

都A: 誤解があるといけないと思います。私がすべて決める会ではないと私も思っております。ただ、今日出てきてない方がおられる。来てないからといって欠席裁判というのはやはり良くないと思います。もしこの運営のやり方を変えるということであれば、やはり全員の方にご確認した上で、変えたいと思います。別に名称を出す

出さないについてこだわるつもりは一切ないです。ないですが、一度決めたことですので、この場に出てきている方だけで決めて次回からそうなりましたというのは避けなければいけないと思っております。私どもとしてはそういうご提案があったことは受け止めますので、今回はこの形で進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

司会: それじゃ、構成員Cさん。

構成員C: 匿名ということでやりましょうということについては、最初皆さん合意したと思いますけれども、その匿名の表現の仕方、毎回構成員がAからBに、Cに変わっていくとか、そういうことまでは決めていないと思います。で、議事録自体もこの話し合いが終わってから、1か月とか過ぎてからやっと確認してくださいと送られてきても、もう既に時が過ぎて、自分の発言すらもあやふやなのに、他の人がどういう話しをしたかなんていうことは、一切見れませんよ。そういう意味では、せめて、匿名にするのであれば、誰がAとかBとか、というくらいはしていただかないと。それと早く議事録の確認はせめて1週間くらいで出していただかないと、もうそんなに覚えていられないので、その辺をできればよろしくお願いしたいと思うんですけれども。

司会: はい、構成員Tさん。

構成員T: 毎回、やるごとにEになってみたり、次の時来たらまたAになってみたり、本当に分かりにくい。自分の発言が、あれーどこかなーっていうのを見て、それでもってちょっと違う人の名前、番号が書いてあったりするんですよ。だけどね、3か月も先にやってるんだから、今言ったとおりに、最初からAの人はAとやってくださいよ。Bの人はB。そうやらないと本当に読みにくい。わざとやってるんだなーと、私は思ってました。

司会: 今のは運用の話しでしょうかね?構成員Aさん。

構成員A: 先ほど都Aさんが、今日欠席している方がいるので、大事なことは決められない。 じゃ我々今日出席している人間は軽い人間なのかということなんですよ。じゃあ、 今日の会は一体有効なのか無効なのかが。定足数満たないからできないなんて、そ んなばかにしている話しはないでしょう。じゃ今日の会は無効ですよこれ。あなた の意見から言えば。今日欠席している人が偉い人で、今日出席している人が軽い人 間で、そういうその差別的な発言で会の運営できますか?あくまで今日出席してい る人の意見が総意だと思うんです。そういった差別発言すると言うこと自体が、非 常にこれ、この会をどう思っているのかということなんですよ。あくまで今日来た 人は今日来た人で、意見を尊重すべきだと思うんです。今日欠席している人の意見 が重要で、今日は決められないって。この発言は、今日の会を冒涜するものだと思 います。はい以上。

司会: 構成員Dさん。お願いします。

構成員D: 私は、実名で議事録を書くのは反対です。でも、その皆さんの言うように、それ ぞれ、私だったらTとか、常に同じ記号でね、やるっていうのは確かにその方が読 みやすいと思います。一番最初に、準備会の時に匿名でということでこういう形にしましたが、いざやってみたらこれじゃ分かりにくいっていうことなので、それに対して修正があってもいいんじゃないですか。欠席してる人というのは、この会の今日決まったことに対しては、なんと言うのか、要するに参加しなかったのですから、その反論する権利はないと思いますので。全員がそろうというのは、第1回目からないです。私の隣の方は、準備会の次から1度も出てません。だから全員そろってからしましょう、って言ったら無理です。ですからやっぱりその議題が出たときには、いるメンバーで決めて構わないんじゃないんですか。なんでしたら、早めに片付けるためには、多数決なんかどうでしょうか。実名か、イニシャルというか、特定のイニシャルで常にいくか、今までどおりか。それでちょっと決を取ってみていただけませんでしょうか。

司会: はい。発言のない方で他にご意見ありますか。構成員 I さんとかどうでしょうか。 構成員 I: いや、別に意見なかったんですけど。司会者に言われたんで意見言いますと、要するに記号を変えたから問題なんでね、記号を変えずにやればそれで分かると僕は思います。別に実名でも僕は構いませんけど。それからもう1つは、我々の方もそうなんですけれど、2時間という時間の中でね、これだけでもう25分かかるってもったいないですから、先に進めてもいいと思いますね。それで、欠席したからそれはもう欠席裁判でしょうがないというのは、必ずしも正しくはないとは思いますけど。僕はね。ものによっては全員の同意が必要です。ものによっては欠席した場合にはそれで決めてもいいものがありますけど、それはケースバイケースで違うとは僕は思いますけれどもね。それは私の意見です。

司会: 分かりました。

事務局: ちょっと説明させていただいてもよろしいですか。

司会: はい、事務局の方から。

事務局: アルファベットの付け方についてですが、Aっていうように毎回固定してしまいますと、特定される可能性がありましたので、毎回発言順で振らせていただきました。もし固定して構わないということであれば、そのような形にさせていただいても構わないと考えます。

構成員T: 考えすぎよ。固定した方がいいわよ。私たちそんな毎回ね、「あら、こないだはE だったのに、今度は何」って、ほんと。やりづらい。

司会: では都Aさん。

都A: 今日、ご指摘いただいた件につきましては、東京都としてしっかりと受け止めます。来ている方を別に軽視しているつもりは一切ないですが、やはりこれは個人情報にも関わる問題だということでアルファベットにしたという過程がございます。そういった意味もありますので、今日いただいたご意見を今日来てない方にもぶつけてみて、東京都の方でまとめて、例えば「アルファベットを固定して次からやってみたいと思いますがいかがでしょうか。」というご意見を皆さんの方に投げさせていただき、それで皆さんからそれほど異論がなければ、その形で進めたいと思って

います。

構成員T: それは何、文書でやるの?

都A: はい。もちろん。

都A:

構成員M:

構成員T: 早急にやんなさいよ。それじゃなかったら、私たち来ててね・・・

分かりました。こういうご意見をいただいていますので、早急に今日来てない方も含めて、また今日来ている方にも、文書で郵送させていただきます。「こういうご意見がありましたので、次回からこういう形でさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。」というような形を、アンケート形式という形になるかもしれませんが、連絡を取らせていただいてやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

司会: はい、構成員Dさん。

構成員D: 会を早く進行するために、そういう意見は多数決取ったらどうですかと言ったのに、それは放りっぱなしですか?それに対して、多数決取ってもよろしいでしょうか、とみんなに聞いて、イニシャルにするか、実名にするか、今までどおりにするかというのを多数決とらないで。都Aさんが言うのは休んでいる人たちの意見は聞くけど、ここにいる人たちの多数決は取らないということですか。さっさとやってくださいよ。

司会: やはりここに居ない方のご意見も聞くということも非常に重要な問題だと思います。私は。

構成員M: 今の発言に異議あり。異議あり。今は司会者の意見じゃないですか。

司会: ええ。私は進行を任されていますので。

今は司会者の意見じゃないですか。話し合いの会のメンバーがいろいろ提案して いるのを、その意見も聞かないで、私の意見としてはこうです。僕、それも直して 欲しいんです。議事録でね、だいたいの雰囲気は、打ち合わせの雰囲気は決まった ら、司会者の独断でこういう方向だっていうふうに結論づけたいと思います、って ね4回目かなんかの議事録にあったんですよ。それだってね、司会者の暴論だよ。 司会者ってそんな偉くないのよ。司会者は話し合いの会をいかにスムーズに進めて いくかであって、提案なり意見があったときにその意見に対してどうこうはいいけ ども、私はこうしたいと思いますからこう決めますなんてのはね、口曲がっても言 えないセリフですよ。それで、何回も司会者は、前回だって構成員Aさんから、司 会者がうまくないと言われているのに、今度は気を付けますなんて発言をしててよ、 それでご意見カード出てくりゃ、15人の中の9人、司会者変われって書いてんのよ。 傍聴者の意見でですよ。その前は25人中14人ですよ。司会者がなってないって書 いてあるの。やっぱり司会者はね、司会するのも大変かもしれないけど、議事録は 毎度見て、ご意見カードを全部見て、進めてもらわなければね。構成員Iさんの言 う話しのようにさ、司会者がはっきり決めないから、議事進まないんですよ。都A さんがね、もしその事務局で説明するんだったら、事務局が事務局ってことで手を 上げれば、まだ事務局らしいんだけどさ。都Aさん事務局と構成員とうまく2重に

使い分けてるんですよ。それはずるいよ。

司会: いや、私も運営の方法を最初に決めたものに沿ってやっていますので、それで私 は意見を言うなということですから、意見も言わないんですけれども。

司会: はい、構成員Dさん。

構成員D: 多数決を取ってここで決めてくださいと言っているんじゃないです。多数決も取らずにこういう意見が出ましたっていうのを、都Aさんが休んでいる方、個々にお電話しますね。それで集めてどうするんですか。今ここにいる人達がどのくらいそういうふうに思っているかっていうのを、その方にも伝えなきゃいけないと思いませんか?それなのに司会者は、私なり皆さんの意見を聞いた後、黙って次に進もうとするんですね。それがね、司会として間違っていると思うんです。

司会: それでは、ここに来ている方のご意見について、まず議決するかどうかをですね。 じゃ、議決するかどうかをここの方だけのご意見を。

構成員M: 司会者。都と国と杉並区を入れて?

司会: 多数決ではなくて、先ほどの構成員Dさんの話だと、居ない方に聞くときにもここの会議ではこういうような人数の方がこういう意見でした、ということを含めて聞くということでしたね。だからこの場の意見を含めて、その欠席者の方に聞くということですね。

都A: 欠席者にも聞きますし、出席されている方にも同じように聞くということですね。

構成員A: じゃ何にも決めないということね。

構成員Q: 出席者の意見は今ここならここで決めて、欠席されている方は後で一日でも早く 回答をもらうようにして、それでこの次の時ですよね。

司会: それでは、ここにいる方の構成員の方ですね。私は違うようですが。それでは、 議決するかどうか、賛成の方と反対の方で。まず議決するかどうかという意見を。

構成員D: 意見ですか?手を上げればいいんじゃないですか。

司会: はい、議決です。議決するかどうか。

構成員C: ちょっと待ってください。その場合に、別に実名でも良くて。

司会: それはその後です。議決するかどうかを決めてから、その後決めます。

司会: はい、区Aさん

区A: 議決を取らないで、一人一人ご意見を言って頂き、そのご意見を都が聞いて、それからその意見を添えて、今日出席しない方にも聞いて、まとめてやればいいのかなと思う。議決だとちょっと対立的な感じもしますので。議決取るほどではないと思うし。一人一人の意見をお聞きして伝えてもらい、早急に明日以降に、決めて、次回までに活かしてもらえればいいと、杉並区は思います。

構成員 I: 今ので大筋はいいんですけれどもね、それでまとまんないじゃないですか。その結果ね、多数決とか決めとかないと。だって絶対にひとつにまとまってませんから。 僕の意見はどちらでもいいんです。名前でもね、特定されていればね。特定というか人が決まっていれば、実名でもいいんですけれど。いろいろ意見があったのならば、多数決だとか決めとかないと、決まんないんじゃないですか。意見を聞くだけ では。いたずらに時間ばっかりたってますよ。

司会: それでは、ここで議決、という言い方も悪かったかもしれませんので、どのよう な意見がどのくらいの人数がいるのか、ということをお聞きするということについて、賛成の方、手を上げてください。

構成員O: どういう意見を聞くんですか。

司会: どういうご意見に、どういうやり方が何人くらいいたかということをここでお聞きするということです。

構成員M: どういうことを聞いているのか、はっきり言ってください。

構成員T: だから、頭文字なら英語でいいでしょう。ちゃんと言ってよ。

司会: それも入れてやります。その次にやります。だからここでどのくらいの人数の方がどういうご意見だったことを手を上げて聞くと言うことについて、賛成の方、挙手お願いします。(多数が賛成と判断して)

構成員M: みんなの意見を聞くんだよ。

構成員T: みんなの意見を聞くということね。

こっちが教えてやらなければ、全然わからないみたいなことやらないでよ。

司会: それでは人数の相場観を知るという趣旨で、実名で議事録を公表すべきだという 人・・・

構成員M: 先に選択肢を全部言ってから。

司会: はい、分かりました。それでは議事録を実名にする。議事録は匿名にするけれど も同じ構成員はAとかBとかというのを統一する。それから、統一もしないで・・・。

構成員 I: それはない。

構成員T: ないよ。今さら。それがあるから私たち困ってんだから。統一すればよいのよ。

構成員 I: 実名にするか、記号でやるか、どちらでもいいか、3 つしかない。

構成員T: 実名はみんなが嫌がっているなら、もう ABC でやればいいのよ。

司会: はい。それでは、今の3つで行きます。議事録実名に賛成の方、何人くらいいらっしゃいますか。4名ですね。どちらでもいいというのは、3つ目に聞きます。

構成員M: もうちょっとはっきり言ってよ。何聞いているか分からないじゃない。

司会: はい、だから1番が議事録を実名で示す、2番は匿名だけれども、特定の人は特定のアルファベットを付ける、3番はどちらの意見でも良い。その3つでよろしいですか。今までどおりというのもありましたので4つ目で入れましょう。4つですよ。4つ。まず1番、議事録を実名で公開する。4名ですね。はい。匿名だけれども同一人についてはアルファベットを同じにする。1、2、3、4名。あれ、構成員Tさん2回、手を挙げてませんか。では3つ目、どちらでも良い。

構成員T: ほんとにじれったいわね、ほんと。

司会: 3つ目、どちらでも良い。では、従来どおり、4つ目。今までどおり。

構成員T: 何で今までどおりだなんて聞くの?

司会: そういうご意見でしたので。それでは、議事録自体に関してはよろしいでしょう か。議事録、議事要旨。確認させてもらいます。

構成員O: どうなったの?今の結果は。

構成員T: 何名何名とか言ってよ。

司会: 構成員Tさんがどちらだったのか。

構成員M: それはあなたが数えるんでしょ。

司会: はい構成員 C さん

構成員C: 行政の方も一応メンバーなんですよね。行政の方それぞれのご意見も聞きたいの

ですけれども。今のだと、どこにも入っていないということになるんですけれども。

どうでしょうか。

構成員 I: もういいんじゃないですか。バラバラになっちゃうから。もう構成員で決めたん

だから。

構成員C: では、この件に関しては、行政の方は立ち入らずに。全部こちらサイドの総意で

決まるということ。

構成員 I: いや、決まるということではなくて、意見を出すってことでしょ。

構成員C: 意見を出してどうするんですか。

構成員I: だから、多数決とか決めておかなきゃ駄目でしょって言ったんですよ。

都A: 行政の方は、住民側の構成員の方のお話しをまず伺って、対応していきたいと思

ってます。東京都としては先ほども言いましたけども、個人名を出すにしても、個 人名を出さないでアルファベットにして、それを固定するにしても、それは皆様方

が選ぶことだと思ってます。我々としては、おそらく国も、杉並区も同じ考え方だ

と思ってますので、皆さんの方でいただいたご意見を、また今日欠席している方に

ぶつけさせていただいてそれで決めていきたいと思っていますので、よろしくお願

い致します。

構成員C: 実名でということで決まった場合には、当然行政の方のお名前も実名で書かれる

のですか。

司会: はい、都Aさん。

都A: まず、実名でということに関して、やはり個人情報の問題もあると思ってますの

で。もし、実名と決まるようでしたら、再度諮りたいと思います。ただアルファベットの場合であれば今と変わりませんので、固定したアルファベットということで

次回からまとめさせていただきたいと思います。

構成員M: 司会者。今の結果発表してよ。

構成員O: 発表してよ、今の結果。

司会: すみません。私、構成員Tさんがどちらか分かりませんでした。構成員Tさんは、

どちらでもいいに手を挙げたことでよろしいですね?

構成員T: AならA。アルファベットなら、毎月同じのにしてよっていうのよ。Aなったり

Eなったりして、私、読んでて分からないわけよ。「あ一乱暴な言葉使ったんだから

私なんだな一」って。

司会: それでは今日ご出席の方は、実名3名、匿名だけれども同一のアルファベットと

いう方が3名、どちらでも良いという方は3名ということかと思いますが。いいで

すか。

構成員 I: それでさっき僕が言ったんですけれど、その集計の結果でね、多数決にするのかね、意見の切りっぱなしなのか決めとかないと、決まらないんですよ。意見を聞いただけで。だから集計の結果、多数決で決めるということですか。そういうふうに決めるんなら決めてください。それじゃないと、そちらの方でも集計結果が出てもこう決まりましたって言えないじゃないですか。

司会: それじゃ都Aさん。

都A: 先ほど構成員Cさんの方にもお答えさせていただいたのですが、固定のアルファベットということであれば、それはそのまま多数決でやらさせていただきたいと思ってます正直申しまして、実名となるとやはり、個人情報という考え方もあって、アルファベットに決まった過程を考えますと、どちらでもいいという方は別ですけれど、どうしてもアルファベットという方にはもう一度、確認を取りたいと思っています。皆さんの意向が実名だということを再度お伝えしながら確認をして、了解が得られれば実名に変えていきたいというふうに思っていますので、その辺のところはよろしくお願い致します。

構成員C: その場合は行政の方も実名になるんですか。

都A: もちろん。

構成員C: ちゃんと伺っているときというのは、誘導しないでくださいね。公明正大に聞いてくださいね。

司会: そうしてもらいます。はい。構成員Mさんが手を挙げておられます。

構成員M: 今の結果を集約するとね、どっちでもいい人と、実名足せば6なの。だからそういう取り扱いをどうするかというのは非常に難しいでしょ、司会者。実名でも記号でもどっちでもいいという人、実名だって悪くないわけだから。実名の人は3人いて3人にて6人いて、3分の2だ。それが1つね。司会者困ると思うんだ。それ今決めとかないと。それから、都Aさんが言ったのに、ちょっと都Aさんに質問なんですが、武蔵野市は実名ですよね。これは個人情報は関係ないんですか。同じ話し合いの会に東京都の基準は2種類あるわけ?これは都Aさんに質問したいです。

司会: はい、都Aさん。

都A: 武蔵野市につきましては、全員の同意をいただきまして、実名にしておりますので、今回の杉並とはちょっと違った形になっております。

構成員M: 個人情報がどうかと聞いているんです。

司会: では、都Aさん。

都A: あくまでも個人として、発言を公にしていいかということを確認した上で、武蔵野市は実名にしております。杉並区の場合はそういう問題もありますということを、最初の準備会の時に話しをさせていただき、アルファベットでいいということで、皆さん同意をいただいてアルファベットになったという過程でございます。同じようにもう一度確認をさせていただくということでよろしいのではないかと思います。

司会: はい、構成員Dさん。

構成員D: 実名に関しては、やはりこれはその個人情報もあるし、望まない方もいるということは、少数でも大事なことだと思います。ただ現状のやり方では嫌だというのは、確実に決まったということでいいんですよね。だから、次回から改善は検討していただくということで、いいじゃないかって私は思うんですけどね。やっぱり、実名に関しては全員の同意が必要だって私も思います。少なくとも3名、実名じゃない方がいいって言っているなら、やはり実名は避けた方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

構成員T: 私もそう思います。

司会: はい。それで構成員Aさん。

構成員A: 私の前にある、この名札。これは実名なんです。私は実名で出席している以上、 実名でやるべきだと思うんです。ですから、始めから実名出されるのがいやな方は、 記号で、ABCで書くべきだと思うんです。少なくとも、全員今名札は実名だと思 うんです。ここに来てる方は、個人の資格で来てるわけじゃないです。あくまで、 抽選にしろ地区の代表にしろ、公の会に来ているわけなんですから、ここに来て個 人情報うんぬんというのは、これはちょっと論理が違うと思う。はい、以上。

司会: はい、構成員Qさん。

構成員Q: 堂々巡りして、前へ進まないんですけれども、私はやっぱり、こういういろんな 組織に確かにそうです、どの会合でもそうです。学校の会合でも。みんな実名、掲 げます。正直言って。ただ公に文書になった場合、やっぱりいろんな方がいるから 困る場合が往々にしてあるんです。そこなんです。

構成員A: 困るような文書にするからなんですよ。

構成員Q: いやそうじゃないんです。だから、困らない人は出せばいいんですよ。困る人がいるから、全体だから、1人でも反対の人がいたらばフルネームで出す必要はないんじゃないかな。会を進めましょうよ。もう1時間も経ってますよ。本題に入らなきゃ意味がないですよ。だから、正直言って欠席の人は来ないんですよ。だってどうでもいいんです。いつも来ても時間の無駄ですもん。忙しい中来ても。

司会: 今、十分ご意見を頂きました。それでは、議事録、議事要旨の中身に関してよろ しいでしょうか。

構成員D: 今のは、東京都に検討してもらいますと司会者が言うべきなんじゃないですか。

司会: それでは今は、実名の方は3名、匿名だけど同一アルファベットにして欲しいという方は3名いたと、それから実名にするのであれば全員の合意が必要だというご意見も2名の方がいたということでよろしいでしょうか。

構成員T: それをどうするのよ。

司会: それで、東京都に早急に検討していただいて次回からのやり方に反映するという ことでよろしいですかね。

構成員 I: 構成員 Q さんが言った意見は正しいと思いますし、実名だとやっぱり全員同意ということになると、もう既に実名は嫌だって言う人がいるんだから、実名にはならないんじゃないですか? だから、さっき言った迷わないように記号でやるっていう

こと以外ないでしょう。もうそのぐらいはね、もう論理だから、司会者で仕切って やらないと。もうどんどん、僕も言ってるし。構成員Qさんも言っているし。

司会: それでは、アルファベットで、同じ人は同じアルファベットにするということに いたしましょう。よろしいですかね。はい。で、ここにいない方にもそういうこと でご確認いただくと。はい、構成員Dさん。

構成員D: こんな議題でね、これだけ時間を費やすのはやはり私としても、とってもストレスです。大変申し訳ないんですけど、司会者を次回から交代させてもらいたいんですけれど。もっと5分で済む問題です、これは。それはどこに諮ったらよろしいでしょうか。

構成員T: 本当にもう、イライラしちゃう。

構成員D: だからこんなに欠席の人も多くなるのよ。意見が言えないんだもん。

構成員 I: 司会者が不慣れなところもあるかもしれないけど、僕たちにもね、揚げ足とって 責任があるから、そこまでは僕言えないと思う。

司会: それでは、それぞれお話になっていますが、議事録と議事要旨はこれでよろしい でしょうか。中身ですよ。

構成員O: これはどうなったの、ペンディング?

司会: はい、都Aさん。

都A: この場で、固定をするかどうかを決めるのは、大変恐縮でございますが、全員がそういうご意見だったというのであれば、そういう形で欠席の方にも送らさせていただいた上で、了解を取りたいと思いますが、そういう形でよろしいですか。AB C固定で。今週中にでも送るように頑張りますので。すみません。この件についてだけは早く決めたいと思いますので。今日はこれでやらせてください。お願いします。

司会: 議事録も早めになるべく努力していただくということで。

都A: はい、議事録も早めにやります。

司会: それでは、議事録と議事要旨の中身に関して。何か。はい、構成員〇さん。

構成員O: さくら町会の構成員Oです。議事録の7ページ、一番下の1行、2行。一番下の方です。前に練馬1キロメートル問題をですね、これを取り上げるかどうかということがありましたね。その時の場面です。司会の方が、「では、改めて私の方から確認します。議事録の確認を最初にやった方がいいと思う方、いらっしゃいますか。では今の練馬の話しをやった方がいい方。では最初に10分程度やりましょう」。こういう話しがあります。私は議事録読むだけですとね、ちょっとこれじゃ伝わらないんじゃないかということで、私が朱文字でもって事務局に送ったのは、議事録の方で、「いらっしゃいますか。では今の練馬の話しをやった方がいい方」で切れてますね。そこにカッコで、あの時実際に司会者は手を挙げさせて確認したんですよね。圧倒的にこっちの方が多いなと、そういうことで確認している。目でやった確認。実際そういう確認行為を司会者はしているわけですね。ですから私は、(構成員のほとんどは本案に賛成を示す)と、こういう赤文字を入れてくださいって、事務局に

お願いしたんですね。分かります?事務局、覚えてますよね。これは検討の結果落ちたんですか?なんか、直ってないんですけど。私はね、この議事録はこの会の司会者、今の50分も同じなんですけど、いつもですね、会議でメリハリを付けない。決めるときに、ちゃんと「こういうふうになりました」、っていうことを宣言しないんです。それが会議の混乱の元なんです。これもですね、確かにその後の文章を読めば、「あ、そちらの方に決まったんだな」ってことが分かるんですけれども、一応目では、会場を見てですね、「あ、こちらの方が圧倒的に多いんだな。ほとんどみんなこっちに回ったんだな」ってこと、確認しているわけですよね。そういうことは、やっぱり声に出して、出さないまでも、出さないんだったら今の私のいうように、括弧付きでですね、そういうことを議事録に入れるべきだということで、私は提案させてもらったんですけど、それは没になったのですか?

司会: 事務局から。

事務局: 申し訳ないです。事務局です。今の構成員Oさんのご指摘、確かに議事録の確認の時にそのような形でご指摘いただきました。ただ、私たちが議事録を作成するにあたっては、マイクによる音声によって議事録を起こしています。その構成員Oさんのご指摘、当然ですが、音声では確認できませんでした。議事録ということですので、あくまでも皆さんの発言をあくまでも活字にしただけという形でやらせていただいている関係で、今回このようにさせていただきました。

司会: はい、構成員〇さん。

構成員O: そうしますとね、この会の司会者みたいに静かな人の場合はね、これどうですかと言って、あ一圧倒的に多いなっていっても言葉に出さないんですね。そうしたら全然この中に現れませんよね。結果としてはね、それでは練馬1キロ問題取り組みましょう、ってことになったから、あーそうだったな、と想像できますけども。今のでは声にならなくても、情景として、もう圧倒的に1キロ問題やりましょうと、こう言ったんだから、それは事務局で気を遣ってやっぱり入れるべきじゃないんですか。声だけを収集するっておかしいんじゃないんですか。

司会: 事務局の方からお願いします。

事務局: よろしいですか。構成員Oさんの要望に対しては対応するような形で、ここで賛成、というような形にするのか、声ではないんですけれども、状況を分かるような形で記載させていただきます。

司会: はい、それでは構成員Mさん。

構成員M: その時ね、事務局がね、司会者にさ、「こういう提案、構成員Oさんからあったけども、どうですか?」って聞いたら司会者、手を挙げさせたよ、って言うかもしれないわけよ。そうすると、今言ったことなんて全然問題なく済むんですよ。司会者が見てらしたんだから。どうしましょう、みんなハイハイって言ったから、事務局が確認だけ取っとけば、それこそまた時間、構成員Oさんみたいに言われなくて済んだと思いますよ。

司会: 分かりました。私も今後議事録を見る時に、その状況も思い出しながら見ます。

じゃ今の点についてはその点は入れるということでよろしいですか。他にありますか?はい、構成員Oさん。

構成員O: 議事録の本文です。9ページの中段でですね、東京都さんの回答。移転戸数の問題なんです。戸数ですけれども「外環の2にかかる棟数が約90棟。外環の2のみにかかる棟数は約50棟、外環の2と外環本線にまたがる棟数が約40棟と考えている」。全くこれ、発言された内容そのものでは、これについて文章、文字が違うとかそういうことは言いません。ただですね、私はすぐその後で、「おかしいよね」ということを言ってます。それで、その時はそのすぐ下で、東京都の答えとして、「これは東京都さんが一生懸命やって、信頼すべきなんだから、これを信用してくださいよ」っていうのはその時の回答でした。ところがですね、私はどうしても納得できないので、こういうデータを。これ6-4-1っていうのを、皆さんありますね。6-4-1。こういうデータを提出しました。要するに前回の決まったことに対して、4項目疑問がありますということを出しました。それで、1月22日東京都に持っていったわけですけれども、これ出すときには、最初の議題(前回の議事確認)として・・・

司会: 構成員〇さん。議事の内容じゃないので。

構成員O: いやいや、最初の議題がですよ、最初の議題が・・・

司会: 構成員Oさんのその資料に関してはその他のところでちゃんと・・・

構成員O: おかしい。それで、私はその前回の議論に対して、確認することの中に入れてほしいと言ったんです。ところが、どういうわけか、次第を見たら一番尻尾「6.その他」なんですね。これはまさに今回のことに直結した内容ですので、この場でもって当然この答えを聞かせてもらうのが筋じゃないんですか。東京都さんにこの4項目の疑問をぶつけているわけです。ですから、この場でね、一番最後の方に答えるといっても、これ何か月後になるのか分かりませんね。だからこの場でもってですね、この今の私の疑問、練馬問題1キロメートルについての疑問、これを是非、答えてもらいたいんですよ。これ前回の議論に関する確認でしょ。

司会: それ最後に時間取ってますが。

構成員O: いやいや、いつもそれでね、最後に時間取っているっていって、いつも時間がなくなるんです。駄目です。この司会者だとね、何がどんなに時間かかるか分かんないんですよ。

司会: それでは、構成員〇さん。後ではいいですね。

構成員O: いやいや、今やらせてください。今やらせてください。

司会: じゃ、今やりましょう。

構成員O: 事務局はこのパワーポイントで、資料6-4-2写してください。資料は6-4 -1です。パワーポイントは6-4-2。練馬1キロメートル問題図面集というタイトルです。こういう地図がありますので皆さん開けてください。(地図を揚げる)こういう地図です。「練馬問題」とパワーポイントのタイトルがついたものです。

構成員M: 準備している間、時間かかるでしょうって。だからちょっと一言聞きたいんだけ

ど、都Aさん、今日都Bさんどうしたの?断るべきじゃない?主催者だよ。それで来たらさ、名札すっと隠したでしょ?

司会: すいません。じゃ、構成員Oさんのご発言を。

構成員O: この地図、皆さ

この地図、皆さん、ちょっとパワーポイント今出してもらいますけれども、この地図がありますね。それで、前回東京都さんが回答したのはこのピンクの部分、これは外環本線と外環の2がダブってかかる部分なんです。ピンクの部分ね。こちらの移転戸数は40棟だって言うんです。ピンクの部分。下半分に黄色い所がありますね。ここに、上に出ている図がありますね。このピンクの部分にかかる立ち退き戸数は40棟と言ってるんです。この下、黄色い所がありますね、これは外環の2だけがはみ出ている所、外環の2のみかかる所、これが50棟あるっていうんです。私はそれ合わないと、おかしいと。このピンクの部分ですよ。皆さんの図面だと、家がかなり見えますね。これがね、40棟って言うんです。下の外環の2だけですね、外環の2だけが出ているのがこれカミソリ状に狭くなったところがありますね。ここが50棟あるっていうんです。ですから外環の2の数を多くするために、そう言っているとしか思えない。だけどなんでこんなね、上のこのピンクの部分がこんな広い面積で40棟で、下の黄色部分が50棟なのかが分からないのです。それが1つ。それから元に戻ってですね、4つのうちのそれ2番目に書いた問題です。

1番目の、最初に書いた問題はですね、6-4-1の1ページ目。前回ですね、 なんで外環の2の冠を付けた道路を着工しなきゃいけないのか、と聞いたときに、 東京都さんは同じ回答を10回も20回も繰り返しているんです。こういう2つの理 由でした、ということを。ただし、それが、外環の2がなくても、ちょうど全うで きるということが、この図面上からよく分かるんですね。次の図をお願いします。 皆さんの図2の方です。皆さん、この地図で、要するにこれが土支田通り、それか らこちらに来てこれが井草通りがあるんですけれども、都Aさんはこのスペースの 中だけでは処理できないというのです。この図を見ると、このスペースの中で処理 できるようになっているんですね。外環の2というのがはみ出たのはここだけです。 それを使わなければ、これが機能補償できないと言うんです。どう見たってそんな ことない。それと私、前回の会議が終わってから見たら、ここにこういう道路があ るんですね。ここから土支田通りから分かれて、この東映通りですか?に入って、 ここから新しい通りがこうできてますね。この通りは一体何なんですか?そういう 説明は全然なかったです。それからその次の図をお願いします。これは東京都さん が作った図面です。その次の図面、これは国交省さんが概念図として書いている図 面です。これは土支田通りです。これもこちらに入って真ん中、エリアの真ん中を ずっと通った道がありますね。これは一体何なんですか?全然説明がなかった。こ れは外環の2なのですね。最終的な姿ですか?あれは外環の2にするための一時的 な道路なんですか?そういう意味でですね、こういう図を、東京都さんは先ほどは 建設局、これは国交省だと。こういう図面を見ますとね、これ実際我々、みんなに

回してくれている図面ですよね。こういうの見る限りですね、東京都さんが外環の 2のエリアを着工しなくても、本線エリアの中で全部こういう機能補償されている んじゃないんですか。もう、何の問題なくこういうことやろうとしている。これは 計画の段階図でしょうけども、ありますね。国の方はこういう真ん中一本道、先ほ どに戻ってください。東京都さんは、ここから二股に分かれてですね、二股に分か れて道ができている。両方で言えることは、共に本線エリアの中で、ちゃんと道路 の行き止まりについては消化できているじゃないかと。外環の2という、このはみ 出た所ですね。それをどうしても着手しなければならないんだ、という理由にはな らないと思うんです。そういうことでですね、私が4つのうちの1つ目に挙げたこ とは、東京都さんは一生懸命しゃべって答えてくれているけど、答えになっていな い。私が司会者に言いたいのは、司会者の役目で一番大事なのは、質問者の趣旨を 本当に正しく回答者が回答しているかということを把握して欲しいんです。いつも 東京都を指名して、東京都さんに説明させたら終わり。中身はもう関係なし。こう いう司会じゃ困るんです。ですから、前回、2時間やりましたけども、結果的に我々 何にも得るものなかったと。東京都にしゃべるだけしゃべってもらった、という感 じです。

次、最初の4つのうちの3つ目。これはもう説明しましたね。これ本線エリアの 中で全て処理できるということです。それでこの中で国の方が、先ほど、この次の 後の概念図がありましたけれど、あれはどういう考えであのようになって、また東 京都建設局のはどうしてこれがここで二股になっているのか?一体この図は何な んですか。こういうことは、練馬住民にも説明しているんですか。それから今、機 能補償道路というのが、都Aさんの名前でPIの委員にも通知が回っていますけど も、そういう話しというのは前回、機能補償道路はなかったんですね。そういう意 味ではここの会で紹介するぐらいのことはやんなきゃいけないんじゃないんです か。だからこれが過渡的な図面なのかどうかも我々には分かんないです。一体この エリアで外環の2は最後の姿がどういうことになるのか、その図面をやっぱり提示 すべきじゃないんですか。それが全然わかんないです。次、最後の私が4番目に上 げた理由はですね、このようなことで都市計画で、外環の2が決まりました。高架 があって両側に1車線ずつの外環の2があったんです。そしてここは、もしそうい う形状が変わったのであれば、このように真ん中から来て二股に分かれるとか、そ ういう変更があったのであれば、都市計画変更というのをすべきじゃないかと。そ うするとまたその図面を縦覧するとか、いろいろパブリックコメントですか、そう いうものを住民に出してもらうとか、当初説明した内容と大きく変わったんですか ら、そういうことやらなきゃいけないのではないですか。それが私の疑問の4番目 なんです。以上4点について、納得いく回答をお願いします。

司会: ちょっと待ってください。議論になっちゃいます。まず議事録だけ決めたいので すけれども、いいでしょうか。

構成員O: 議事録のこの文書はいいです。

司会: はい、分かりました。はい、その他の部分ですね。

構成員O: いや、そうじゃない。その文字の内容がね、合ってないんじゃないか、おかしいんじゃないか。あの図面を見て納得できないんじゃないですか?ということです。

その図1を見てください。先ほどのピンクの図面に戻してください。

司会: ちょっと中身になっちゃっているので、議事録はいいわけですよね。

構成員O: 議事録はいいです。中身の確認です。

司会: はい、分かりました。はい、では議事要旨はよろしいですか。

構成員O: それもいいです。

司会: はい。分かりました。

構成員M: ちょっと待ってくださいよ。都Bさんなぜ来ないかという質問答えないですよね。 戸数答えたのは都Bさんなんだよね。構成員Oさん、いくら数えたかもしれないが、 私実際に当たりましたからね。それと都Aさん、礼儀上、来れなかったら一番最初 に来れないってあいさつするのが筋じゃありません?僕は国Aさん方がいらっし ゃらないから、ちょっと遅れていらしたでしょ?だからたくさん来ないから言わな いのかなと思ったら、そしたら国Aさんの方はいらして、都Aさん勝手に都Bさん のやつはすっと隠したんですよね、テーブルの下に。なんかね1回、1回その・・・

都A: 誤解があるといけないと思いますが、別に都Bの名札を隠したつもりはなく、今日は欠席ですので、外させていただいたということでございます。欠席の理由につきましては、いろいろと事情がありますので、それについてはお答えを避けさせていただきます。それと、最初にそういう断りがなかったということでございます。いろいろな事情で構成員の方が、欠席されるかと思います。私ども、主催者であり、東京都の構成員ということであれば、やはりそういうことも明らかにすべきだという、構成員Mさんのご意見でございますので、今後、東京都構成員のどちらかが欠ける場合は、ちゃんと会の前にご報告をさせていただいて、会を始めるようにさせていただきますので、よろしくお願い致します。

構成員M: 国は国Aさんが来れなかったときに、代理がちゃんと出てるんです。主催者の都がね、都Bさん出れなかったときは代理出すべきじゃないの?国はちゃんと代理出したんだから。前回。

司会: はい、都Aさん。

都A: 前回、代理を出したとおっしゃってましたが、国Aさん、所用があり欠席だったと思いますが、隣りにいる国Bさんが出席されたというふうに記憶しております。 2名で国交省さんの方もご参加いただいておりますので、代理ということではないかと思います。 代理を出す、出さないはそれぞれ事情がありますので、その辺の所はご容赦いただければと思います。

司会: それでは議事録と議事要旨に関しては確認いただいたと言うことで、次、次第3、 質問に対する回答と言うことで。

構成員O: 今、答えはないんですか?4つの疑問をぶつけましたけど、答えはないんですか?

司会: えっと「その他」のところで。

構成員O: いや、「その他」のところじゃなくて、前回の議論の確認をする場でしょ?まさにここでやるべきじゃないんですか?

構成員T: 後ではだめ。

司会: はい、都Aさんやりましょう。都Aさん。

都A: まず1つ、立ち退き棟数のことについてでございます。前回のご説明につきましては、外環本線で買収する区域を除いて、構成員Oさんの図をちょっと出していただけますか。はい。図1の方の赤色の箇所を除いてですね、外環の2(外環の地上部街路)として買収するところ。図1でいうと黄色い部分にある建物が約90棟と考えてます。

構成員O: えー?

都A: 黄色も実は全て塗られてないものですから、これは黄色がすべて約90棟です、ということではございませんが、ほぼ黄色い部分で塗った所の外環の2(外環の地上部街路)に関係するものが約90棟とお話しをさせていただきました。もし、誤解があるようでしたら、ここで訂正させていただきます。

構成員O: ちょっと待って下さい。全くおかしい。

都A: 続きまして、機能補償道路についてでございます。

構成員O: 今の全くおかしいですよ。90 棟というのは外環の2にかかるから、黄色い所と本線に入った所、外環の2ってあるんですよ。それは上にもかかっています。そちらを合わせて90 棟、つまり40と50足した90と言ってるんですよ。

都A: もし誤解が生じたとするのであれば、大変申し訳ございませんでした。構成員O さんがおっしゃっている赤い部分は含めてございません。黄色い部分とちょっと塗られてない所もございますが、そこの黄色く着色している部分に、外環にかかる棟数が約90棟でございます。

構成員O: 説明と合わないよ。おかしい。

都A: 私は嘘をついてはございません。もし誤解があるといけませんので、再度訂正させていただきますが、黄色く塗った部分と、プラスアルファちょっと塗れてない所もございますが、その部分で外環の2(外環の地上部街路)にかかる棟数が約90棟ということでございます。よろしくお願い致します。では、今、事務局の方で指させますのでよろしくお願いします。

事務局: 事務局からですが、構成員Oさんからの資料を見させていただき、これを確認させていただきましところ、一部ここに薄く黄色い部分がかかるところがあるのですが、構成員Oさんの資料に着色されてなかったんですけど。

構成員O: 田んぼで家がないよ。

事務局: ここも建物少しあるんですけど、ここをプラスして黄色い部分が約90棟というか たちでカウントさせていただいております。約90棟です。

構成員O: 黄色いのみで90棟ですか?

事務局: はい。

構成員O: じゃ、上のピンクはいくら?

司会: はい、都Aさん。

都A: ピンクの部分につきましては分かりかねます。

構成員O: おかしいよ。

司会: はい、構成員〇さん。

構成員O: はい。ちょっと議事録でね、このまず3段階に分けて答えてくれているんですね。 外環の2にかかる棟数が約90棟。外環の2のみにかかる棟数は50棟。外環の2と 本線にまたがる棟数が40棟、こう書いてあるんですよね。ですから私は、最後から 両方にまたがるピンクの部分が40棟。そこにかからない外環の2は細く三日月状、あるいは、カミソリエッジになっている黄色い所、これが50棟として、議事録としては読めるんですね。合わせて90棟だと。だから都Aさんの話と全然また違いますよ。黄色い所だけ90棟なんてのは全然話しが違うと思います。そんな考えで、着工なんてなったら本当におかしい話しだと思います。

司会: はい、都Aさん。

都A: 何度も繰り返させていただきますが、前回の私の説明で誤解があって、大変恐縮でございます。正しくはこの黄色い部分、それと事務局の方で指させていただきました、白い部分を加えて、外環の2(外環の地上部街路)にかかる部分は約90棟でございます。

司会: はい、構成員〇さん。

構成員〇: じゃ50、40というのはどこなのか、ちょっと示してください。

都A: 外環本線にまたがっている建物が約40棟であり、外環本線にかかってない外環の2(外環の地上部街路)だけかかっている建物が約50棟と、黄色いエリアのうちです。合わせて約90棟と言うことです。

司会: はい、構成員〇さん。

構成員O: すいません。上の地図があるんで、またがっているっていうのはどこのエリアとか、それをちょっと指し示しながら数を言ってください。

都A: 恐縮でございますが、私、測量を担当をしているわけではございませんので、そこまで把握してございません。

構成員O: それは、おかしいんじゃない?

都A: これは事業者の方に確認を取ってきましたので、それでご説明させていただきました。

司会: はい、それでは次第の3に行きましょう。

構成員O: まだ終わってないでしょ。

司会: はい、じゃ構成員〇さん。

構成員O: それじゃ今現在、都Aさん分からないというわけですね。それじゃ実際にね、この図面をもって確認してくださいよ。それで今日この場で返事できないんなら、もう今週にでも返事くださいよ。ちゃんと。これはこういう数が元になって、外環の2着工が決定って、一番基本的な数でしょ?実際にかなりこれ、黄色い位置でですね、本線にまたがっているところからも本線の方で数が入っちゃっているわけです

よ。たぶんね。ですからそういう意味で外環の2しかかかっていないってのはもう10戸あるかないかですよ。非常に少ない数。それなのに50戸もあります、なんてことでね、それがそもそも外環の2着工の1つの大きな理由になってんじゃないかと思うんですよ。ですから、今ここで答えられないんだったら、大問題です。ですから、この図面上でこのエリアで何戸、このエリアで何戸、それをちゃんと正しい数値を確認した上で、図面でもって我々に答えてもらいたい。今週中に。お願いします。だってそういうことで着工で動いているんでしょ?

構成員T: どうしたの、ねえほんとに。

構成員O: お願いします。

司会: はい、都Aさん。

都A: まずその数、どう数えるかということに関しては、外環の2(外環の地上部街路)のこの区間を事業する東京都建設局の方に確認させた数字でございますので、私どもの方が、例えばこの図面において、どこの家がかかっているかや、どうするかという話しを説明するということではないかと思っています。大変恐縮でございますが、数字については再度確認をさせていただきますが、ここで、「ここがかかってます」「あそこがかかってます」ということを1つ1つご説明は避けさせていただきたいと思います。

次に機能補償道路についてご説明させていただきます。まず構成員Oさんの方からご提示いただいた図面、こちらにつきましては、東京都が配付した図面ということでよろしいですか。

構成員O: そうです。建設局の図面です。

都A: なるほど。建設局が作成し、説明したもので、出されたのかというふうに考えます。外環の地上部街路は地域の交通を担う一般の道路であり、沿道の宅地などの出入りを確保するため、図の2のような構造となる予定でございます。そしてまた、図3、先ほど、構成員Oさんの方からもこれは国が出した概念図だというようなご説明があったかと思いますが、図3につきましては、国の公表している概念図を構成員Oさんの方で加工されたという図面だと思いますが、この図についてはどのような整備形態になるか未定であったため、国が概念としてお示しした図面という位置づけでございます。以上でございます。

司会: はい、構成員Mさん。

構成員M: 今のね、国のやつは概念図で、都の建設局のやつが正しいんだっておっしゃってますけれどもね、構成員 I さんが前回にね、ただもう一言言うなら、都A さん前回は機能補償道路なんて一言も言わないのよ。機能を補てんする道路って言いましてね。それで機能補償道路は隠してたの。これ。構成員 I さんが、「そういう取り付け道路の場合はまず国がやって、それから都がやるんでしょ?もし外環の2がなくなっちゃったら無駄でしょ?」って言う。そこまでやったときにあうんの呼吸で、というか行政のツーカーで都が受け取りましたっておっしゃって。僕は一生懸命、国にね、国が対応の方針で約束したことを守らなきゃいけないのに、なんで都がやる

んですか?って。そこははっきりしなかったんですよ。そういう説明をずっとして たわけね。構成員Iさんは、「面倒くさいかもしれないけれど2回やるのが筋だよ」 とおっしゃった。それを1回でやるとおっしゃったんですよ。今後もそうなんです か?だから、僕が今説明不足だと思っているのは前回分かっていることを隠してて ね、それで今日しれっと機能補償道路とおっしゃった。議事録見てご覧なさい。機 能補償道路だなんて一言も書いてないから。それで国の方はね、議事録の24ページ を見ますとね、上から4行目くらいにね、「道路は通れなくなってしまえばそこに住 んでいる方が困りますので、そういったものの工事は当然準備します。それは国交 省としてもやりますんで」と。「それと外環の2の話しとはちょっと別な話しなんで すよ」と国は言ってるわけです。国はこれ嘘を言ってないんですよ。これで機能補 償道路の説明を開くんでしょ?それからもうひとつ、その関連で言うとね、外環の 2の着工は平成27年なんですよ。そうすると都がやるって言ったら、国の本線の工 事はできるんですか?27年まで待つの?後でよく見ましたらね、国には任せないで、 都が機能補償道路を造るんだと。それで工事の着工は27年。ところが、去年のオー プンハウスでの国の説明は、先に機能補償道路を造っておかないと、本線工事に入 れないんですよって、国が言ってますよね。だから、そこが後から分かったことな んだけど、都Aさんそれを全部知っていながら、杉並の話し合いの会の人あんまり 知らないんだろうから、ぱっぱと行こうっていうことで。後からほじくり返されて、 別なことが出てくるってことほどね、構成員に対するね、もうやっぱり怒りたくな るよ。当然だって分かっているはずでしょ?それから今度やるんでしょ?都Aさん の名前出して、PI委員に機能補償の説明会やるから来てください、って出してる ことは。そんなすぐ、去年の暮れから今年にだいたいぱっと決まったこと?違うで しょ?それを知っていながらね、僕らに黙ってて構成員Iさんが、「それは都Aさん、 面倒かもしれないけどもワンステップ、ツーステップやんなきゃいけない。それが 筋だよ」っておっしゃっている時に、しゅるっと通しておいてさ。今日になってか ら機能補償道路っていう言葉を使い出すというのは大変失礼だと思いますけども、 いかがでございましょう。司会者どう思いますか?それで、僕の質問の趣旨に都A さんが答えたか判断して、もし駄目な場合は再回答させてくださいよ。それが司会 者の務めだと思うんですよ。

司会: はい、都Aさん。お願いします。

都A: 機能を補償する道路と、機能補てんする道路と、言葉が違うのですが、私は同じ意味で使ったつもりでございます。もしそれで誤解を招くということであれば、どちらかに統一させていただきたいと思っております。説明会を開催するとか、そういうことに関して、東京都は知ってて隠してただろう、というようなお話しをされておりましたが、私どもとしては説明できることに関しては包み隠さずご説明しているつもりで、隠すというつもりはございません。説明はできる限りしっかりとやっていきたいと考えてございます。

構成員M: 答えになってた?

司会: 私は理解しましたけど、構成員Mさん何かありますか。

構成員M: 平成27年までこの工事やらないとき、国は困らないんですか?と質問しているんです。東京都は、27年から機能補償道路の工事着工なんです。国は機能補償道路が確定しない限り本線は着工できないって、オープンハウスで言ってらっしゃるわけですよ。去年北野のオープンハウスで聞いているし。それで国は困らないのかなと思って。それを僕らはやっとその後、都Aさん言ったのなんかどうもどうもっていって調べてくるとぽろぽろ出てくるわけです。それでもういっぺん聞こうかというと、そういう矛盾に気がついたわけですよ。27年まで都は工事を始めないんですよね。機能補償道路はできないんです。それなのに国は本線の工事できるの?司会者。

司会: はい、27年の問題ですね。はい、都Aさん。

都A: まずそのスケジュールにつきまして、27年までに工事を始めるとかです。そういった話しというのは、現実的にいろいろな工事の兼ね合いとか、用地の買収の状況とか、そういったことを踏まえて、スケジュールを組んでいくということになるかと思いますので、これを27年度から始めるということではないかと思っております。それとあとジャンクション。

構成員M: 図の2出してよ。それでいま都Aさん説明するから。右の上。

都A: 私自身、この図面自体がどういう形で出されて、どういうふうに事業者が説明してきたかというのは関知してございませんが。

構成員O: 東京都だろ。

都A: いずれにしても、外環の本線事業と一体的に整備していく事業でございますので、 外環本線事業の工程管理をしっかりやりまして、遅れないように工事をしていくも のだと考えてございます。以上です。

司会: はい、国Aさん。

国A: 国交省でございます。今日は遅れてしまって申し訳ありませんでした。今本線との工程の兼ね合いがございましたので、少し今の都Aさんのご発言に補足させていただきますけれども、あくまでも本線は地下を通るトンネルでございますが、機能補償道路ができないとその本線に着工できないというお話しはですね、地下のトンネルの上のどの部分に機能補償道路ができて、その機能補償道路、車が走るわけですから、そこに一定の負荷が、荷重がかかるわけですね。なので、そこのどの部分に車の荷重がかかってくる道路ができるのかと設計を決めておかないと、実際にその下に作るトンネルの強度をどういうふうに設計すればいいか、工事すればいいか、ということが決まってこないので、上の、地上部の道路の設計を先に決めて、その上で工事に入るというステップが必要なのかなというふうに思っています。それについてはこちらの地区については、地上部の外環の2の事業化がありましたので、東京都さんとよく調整をさせていただきながら進めさせていただきたいと、そういうふうに思います。以上でございます。

司会: はい。

構成員A: はい、議事録について。

司会: 議事録は確認いただいたと思いますが。

構成員A: ちょっとまだ私、議事録について意見があるから。

司会: なんですか?

構成員M: 今の国Aさんの、納得しないから再質問したいんですよ。

司会: 議事録やっちゃいましょう。あ、じゃあ。はい、構成員Mさん。

構成員M: 機能補償道路ってのはね、その切り込み、広げた部分全部入るわけでしょ?そう

すると、いわゆる一番最初の概念図の最後のページ、国交省と国が出した。世田谷 から大泉までの厚い本、それの一番最後に出てた、この図3。ちょっとやって。あ そこの青い矢印。あれが国で考えてた、ここに書いてあるように、連結路、併設道 路、これになるんだと思うんだよね。それで、その断面というとあれは17のところ を切っている図面ですから、そこでそういう形になる。それから、今度その前の図 2に戻ってもらうとね、Aというのは今言ってた国が書いてた、パワーポイントあ のAとBだけ出るようにしてくんない?Aって書いてある、あの白い所に書いてあ るのが、国Aさんの言っているこのトンネルの上にできる本線なんで。それから、 Bっていうのはこの間、建設局が出したプランなんですよね。明らかに違ってるん だよ。土支田通りがね。そうなってくると、これはやっぱり構成員 I さんがおっし やったように一番最初に国がAについて説明してね、それで27年になってから始め て都がね、Bを説明するのが順番じゃないかと思うんですよ。それで、都Aさんね、 うまく逃げるんですよ。私は東京都を代表していますので、石原慎太郎さんの頃、 私の言うことは石原慎太郎の言うことと同じ、なんて言ってて、都市整備局と建設 局、他の部門ですからって、そりゃないでしょう。だから27年まで、東京都のその 機能補償道路は造らないんだから。造らないんだったら、国はできないんじゃない の。国のオープンハウスの国の説明はそうなってますよ。先に機能補償道路を確定 して、それから本線の設計に入るんですよ。だから今言っていることが、国Aさん なり都Aさんが答えたときに、司会者は構成員Mの質問にちゃんと答えるのか、ち ょっとずれているよとかそれを判断して振ってくれないと。構成員Dさんみたいな 質問出てくるんですよ。

司会: はい、都Aさん。

都A: 現実的にその27年という数字をですね、この図面には確かに書いてあるかもしれませんが・・・

構成員M: 「かも」じゃない。27年って書いてある。「かも」って言わないでよ。

都A: 書いてありますが、現実的に工事の取り合いとか、また調整が入り、その中で詳細なスケジュールを組んで行きます。外環本線の事業、外環の2(外環の地上部街路)のこの区間の事業、できるだけ地域に迷惑のかけないようにやってまいります。 スケジュールについては今後調整し詳細なスケジュールが出てくるものだと考えてございます。

構成員M: はい。いい?合ってる?合ってた?

司会: 私は私なりに理解しましたけど。

構成員M: 理解じゃないよ。答えが僕の質問に合っているかって聞いている。

司会: はい、答えておられましたね。

構成員M: そうするとですよ。

司会: 長くなってますので。

構成員M: 長くなっても大事なんですよ。

司会: はい、構成員Mさん。

構成員M: そうなってくるとね、練馬の区民に対して建設局が説明したって嘘ってことでしょ?できるだけ早く着工するって説明したんですか?それからね、今度国がもしやるとしたら構成員 I さんの言うとおりにツーステップでやんなきゃだめでしょうよ。構成員 I さんも言ったじゃないの。話し合いの会やってて、もしこれが 40 メートル全部できなかったら、できないって決まっちゃったら、無駄じゃないかと。これは行政はね、面倒かもしれないけど 2 段階でやるべきだって。それは、なんか答えないで、司会者はすっと通して、「僕は分かりました」って議事録にも書いてありますよね。「僕は分かった」って書いてあるんですよ。でもね、ほんとね、こないだ説明したやつは、嘘とは言いませんがね、できれば話さないで済まそうと思ってて、次回でどうもばれてきたから話そうかって。それはね、話し合いの会やってる最中に工事着工するみたいな同じ姿勢ですよ。国なり都が決めればね、住民なんて知らな

司会: はい、都Aさん。

都A: 2段階でやるべきだというのは、構成員Mさんのご意見として承ります。ただ、 当該地域では、外環本線と外環の2(外環の地上部街路)の都市計画線が錯綜して おりまして、多くの権利者が2つの計画にまたがっている状況であるということは 間違いございません。そこで2つの都市計画線にまたがる関係権利者の生活再建を 図るため、外環本線事業に合わせて外環の2(外環の地上部街路)のうち、大泉ジャンクション地域の約1キロメートルの区間について事業化したということでございます。2度手間を避けるということではございません。

司会: はい、構成員Oさん。構成員Oさんいいですか?じゃ構成員Mさん。

いや、ってことになんじゃないの。広げれば。

構成員M: 国Aさん、そうするとAじゃないのね。Bに変わったんですね。機能補償道路。

司会: 国Aさん。

国A: 私が言うのもあれなんですけれども、図2はですね、建設局さんが作成した図面なのでちょっと私が言うのもあれなんですが。Aっていうのが今度造る、外環の2の線ですね。外環の2の道路。Bっていうのは、現道、今ある土支田通りの道路を指していますので、現道がどこで、新たに外環の2がどこにできるのかというものを示した図面だと認識しております。

司会: なるほど。はい、構成員〇さん。

構成員O: この4項目の答えは、これで終わったことになってるんですか。ちょっとまだ全 然答えになってないと思ってるんですけど、ちょっと1つずつ聞きます。それでは ね、今の図面でちょっと確認しますね。ここに建設局の図面があります。前回、こ

の土支田通りは現在はこういうふうに通ってるんですけど、これが行き止まりにな っちゃう、そうすると機能上困るから、とにかく何とか今の交通状況、通れるよう にしたいということでつなげると。ちょっと今のところですよ。それでですね、要 するに今建設局の図面、あれが東京都の外環の2の最終図面なんですか?そこに移 行するまでの一時的な図面なんですか?それがよく分からないんですよ。つまり大 泉の今の場所ではですね、今のこの図2にあるような、そういう道路形状が外環の 2の最終形状なんですか?それが分かんないんです。そういうことを確認したい。 そうすると、それと、それから4項目の質問しましたけども、1番の項目、今都A さんが述べてくれましたね。これはもう東京都サイドの勝手な理由でとにかく外環 の2をやるということだけなんですね。本来の手順から言えば、前回国Bさんが国 を代表して答えられましたよね。今議事録24ページが紹介されましたけれども、東 京都さんがやるのは最後の段階で、国がやるのは引き回し道路、これをとにかくや ります。最後に東京都が外環の2をやることになるんですね。順番とすれば。国の 方でやるのはあくまで切り回し道路を一時的にやるんだと。そういうことでよろし いですね。国Aさん。今の構成員Mさんがさっき議事録読んだところです。ですか らあくまでも国が考えているのは、最終的には外環の2と切り回し道路は違います よと、国Bさん、そういう意味ですよね。前回お話しがあったのは。議事録の24ペ ージでしたっけ?24ページの上から7行目辺りです。それとは外環の2と話しが違 いますよということですよね。ですからそれでね、この建設局の図面はそこのAと 書いた所。これが前回話しがあった、土支田通りが行き止まりになっちゃうよとい うことへの解決策として、今後の新しい外環の2はこういうふうになるんですよ、 ということなんですか?それがまず聞きたい。それがそうだとするならば私の4番 目の質問項目でね、都市計画は大きな変更になったと。つまり本線の両側に1本ず つの道だったのが、真ん中から入って両側に分かれるようになっていると。全然今 までと計画が違うじゃないかと。都市計画を変更しなきゃ駄目だということです。 それから1番目の問題は、さっき都Aさんが言われましたけれども、あれでは回答 になってないんです。外環の2、必要とする理由になってないんです。東京都さん が自分の都合を考えると一緒にやった方がいいんだというだけです。どうしても外 環の2にかかってやらなきゃいけない理由が見当たらないです。道路の方も、住宅 再建の問題も、間違いなく本線エリアの中で解決できます。私の質問項目、1番、 2番、3番、4番について、もう一度ちょっと回答を繰り返してください。

司会: はい、都Aさん。

都A: まず、こちらの図面が、最終図面になるのかどうかということでございます。外環の2(外環の地上部街路)として、このような形で整備をしていくということは、間違いないかと思ってます。ただ、これが最終図面かということになりますと、この後、一般的に、関係機関との調整を進め、図面としてさらに精度を高めていくということになるかと思いますので、図面としては変わっていくのかなと考えてございます。

それと、都市計画の変更の手続きが必要ではないかというご質問でございます。 こちらの約1キロ区間につきましては、都市計画法に基づき手続きを行っておりま すので、その中で都市計画の変更などの手続きは必要ないということでございます。

司会: はい、国Bさん。

国B: 前回の議事録の24ページについてなんですけれども、これについてはですね、この中の議論で、切り回し道路ということ、構成員Aさんも当時言われてたと思うんですけど、それについての説明ということで、私の方で答えさせていただきました。これはあくまでも工事をやる中で、どうしても接道が取れなくなったりとかすることもありますよね。家の目の前の道路をどうしてもつぶさなくちゃいけなくなったら、付け替えなきゃいけないとか、そういう意味での切り回し道路ということでご説明させていただきました。なので、この中でその切り回しの道路と外環の2という東京都さんの事業は違うんですよということについてお話しさせていただいたものでございます。以上です。

司会: はい、構成員〇さん。

構成員O: そうしますとね、これがほぼ最終に近い形だと言われた。若干修正あるかもしれないけど。そうすると、このいわゆる都道の行き止まりといいますか、都道の機能を補償する面では、本線エリアの中で何にも問題ないですね、都Aさん。外環の2を使わなきゃ、それが今の道路と全然当たってないんですよね。なんで外環の2計画エリアが必要なんですか。それから住宅再建にしても、これもまだ決まってないのにね、勝手に先手打って一緒にやっちゃえば楽なの分かりますよ。だけど決まってからやっぱり段階追ってやるべきという構成員Iさんの言われるとおりですよ。段階追ってやるべきじゃないんですか?だから私は2つとも全然理由になってない。そう思います。

司会: はい、都Aさん。

都A:

まずこの図面ですけど、最終的な図面というのは、縮尺はもう少し大きくなって、必要な部分というのが見えてくるのかと思いますが、これはあくまでもこういう形になりますよ、と言ったような形を示した図面であり、今後関係機関との調整などを行いながら最終的な図面として書かれることになります。これだけで、外環本線の都市計画線の中で処理できるというような判断にはならないかというふうに考えてございます。前回もご説明させていただきましたとおり、今まさに見えている茶色で示している土支田通り、幅員4メートル程度の道路でございます。こちらにつきまして、歩道ですとか、そういった機能をしっかり取った形で、都道としてやっていかなければならない。そしてまた、ここは外環本線のジャンクション、インターチェンジができる部分でございますので、そういった機能も合わせて道路を整備しなければいけない所でございます。そのようなものを全て整理しますと、外環本線と外環の2(外環の地上部街路)の都市計画線を使って、整備をする必要があるということでございます。今後検討を進めながら、関係機関と調整をし、明確な図面が出てくるものと思いますので、その時またご覧になっていただければというふ

うに思っています。

司会: はい、構成員 I さん。

構成員 I: 先ほどですね、構成員Oさんの質問の中で、外環の2が計画が変更になったと。この分についてですね。それはなったんですか?なってない?じゃいいんですけど。もし変更になったんだったら、都市計画変更しなきゃいけませんよね。変更でも軽微な変更というと軽微な変更ですから、都市計画決定の変更まで遡らなくても、手続き上は軽微な変更でできるんですけど、じゃ変更になってないってことで、構成員Oさんの勘違いで変わってないってことですか。分かりました。

司会: はい、都Aさん。ちゃんと答えてください。

都A: 当時のですね、旧法でございますが、都市計画法で定められている事項につきましては、起終点、主な経由地、それと標準幅員、そして延長、ジャンクション、出入り口などでございます。それに関わらないものに関しては、その中で整備をしていくということになりますので、都市計画の変更に関わるものではないというふうに考えて・・・。すみません、申し訳ありません。間違えました。外環の2(外環の地上部街路)は、起終点、主な経由地とか、標準幅員、そういったものが定められてます。

構成員 I:標準幅員は変わっていないということですか。

都A: 幅員は変えてございません。

構成員 I: だそうだから、変更はないっていうことですね。

司会: 構成員 O さん

構成員O: よく分からないです。そうしますとね、今右手の方から、埼玉からず一っと外環が走ってきて、高架で来てたんですよね。高架で。橋脚があって、高架で本線は通ってたんですね。その両サイドにですね、両サイドに1車線ずつ外環の2があったわけです。それで今形がああいうふうにね、今回本線のエリアまで外環の2がのめり込んでですね、そこから二股に分かれて、外環の2が分かれていくと。これ明らかに構造形状が変わってますよね。それが私には変更に当たるのかどうかよく分かんないんですけど。少なくとも、ああいう形状というのは、当初住民に知らせた姿とはだいぶ大きく変わってますよね。そういう意味ではこういうふうに変わるけど皆さんよろしいですか?ということを、いわゆる図書縦覧とか、パブリックコメントの募集とか、そういうことがあってもしかるべきじゃないですか?都市計画法の詳細は分かりませんけども、こういう変更があっても、そんなのは全部いらないんだということなんですか?

司会: 計画変更がされてないということですね。はい、都Aさん。

都A: 都市計画法の手続きの中でやることではないかと思ってます。前回もご紹介させていただきましたが、昨年の3月には、事業者の建設局の方が、皆様方に集まっていただき、道路の説明をさせていただいたというふうに思っております。

司会: ちょっと待ってください。議事録をやっちゃいましょう。

構成員M: 私頭悪くてね、頭悪くて忘れているかもしれないんですが、国Aさんにその外環

の2の工事始まらないまで、本線の工事しないんですか?って質問したら、始めますって答え、こっちからあったけど、外環の2の着工早めますって答えあったけども、それじや困るんですよね。外環の本線の工事やるときはやっぱり、取り付け道路は決まって工事されてなきゃいけないんだよね。それ、国Aさんから答えいただいてないと思ったんですよ。

都A: 私の発言内容がちょっと違っていると思います。

司会: 都Aさん。訂正してください。

都A: 私は早めますというお話しをさせていただいた覚えはなくて、外環本線の事業、 外環の2(外環の地上部街路)の事業、どちらも問題のないように、スケジュール を調整させていただくと、いうようなご回答をさせていただきました。

構成員M: だったらね、平成27年着工というのはうそだったとすればね、3月の練馬区民に対する説明ってうそついてたってことでしょ?違うの?それから、構成員Iさんは、練馬区民には説明しないんですかって言ったら、話し合いの会が終わっちゃったから、もうしませんって言ったけど、今後ともしないの?国と都に合わせて聞きます。

司会: はい、都Aさん。

構成員A:

都A: 今後も外環の2(外環の地上部街路)、外環本線も含めて、今後も要所要所で説明 はさせていただくということになってます。

司会: はい、すいません。50分になっちゃいました。構成員Aさんの議事録ですね。

議事録のページ11。11行目をお願いします。特に私のご意見カードは厳しい検閲 のために没にされたので、傍聴席の方には私の方でコピーして配りましたので、そ れ見てください。構成員Bっていう方が11行目で、「国が対応の方針の中で、取り 付け道路は国がやりますと言っているのに、なぜ都がやるのか」って構成員Bの方 が聞いているわけです。これに対して東京都が「国が対応の方針の中に国がやると 書いてあるのに、なぜ都がやるのかということは、行政間の中での役割分担の中で、 都が受けさせていただいたということで、ご理解いただければと思います」。これ 13 行目に書いてあります。次にちょっと飛びますけれども、18 行目に「国の対応の 方針を守るべきかというところでは守るべきというふうに考えています」。それで最 後に、またページ11行目で、下から12行目なんですけど、司会者が「イエスイエ スで、都が役割分担でやったと理解しましたけども、違いますか」って。こういっ た記述があるわけなんです。それで次に、なぜこのことについて私が議事録の中で 問題にするかというと、国が発注した事業は事業主が国、事業予算が国家予算。国 の都市計画は外環本線としてやっているわけなんです。これに対して都が、役割分 担で受注したって言いますけれども、本来の東京都の予算でやるのは外環の2だけ なんです。簡単に外環本線の都市計画の中で、外環の2として都Aさん役割分担で 調整してやったということ言ってますけど、議事録見ている限り、国の方は、国は 国で対応の方針の中で自分の権限で予算の中でやるって言ってるんです。都Aさん は、どういうわけか苦し紛れに勝手に役割分断でやったと言っているだけなんです。 ですから、やはり都Aさんの言っている発言には、非常に矛盾があると思う。本来

ならば、東京都が役割分担でやったというなら、国の方も役割分担で調整しましたって言うんですけど、国の方はしっかりしてるから、あくまで国は国としてその権限の中でやりますって、非常にそつのない回答をしているわけなんです。なぜこれが私として最後までこだわるかというと、やはり東京都の外環の2の工事と国の外環本線の工事、これ非常に混同させて、ぐちゃぐちゃにさせて、その中でやろうとしている。非常に不明瞭な。ただ・・・

司会: 構成員Aさん、議事録に関してはいいわけですね。

構成員A: いや、だから議事録の中でのこういう問題に対して。

司会: ここでは、議事録の確認を。

構成員A: ですから、司会者の方は当然こういった発言があれば、ちゃんと東京都に対して答えを要求するはずなんです。それに対して、最後に司会者が、「イエスイエスで都が役割分担でやったと理解しましたけれども」って、司会者が理解したってしょうがないんです、これ。司会者は、東京都の回答がおかしいじゃないかって、ちゃんと指導するのが司会者でしょ。

司会: 分かりました。私は反省しますけれども。

構成員A: いや、あなた反省ってもう何べんも反省するって言ってるだけで、全然反省してない。

司会: それじゃ、議事録に関してですね。

構成員A: だから、私はこういった議事録の内容について、きちっと司会者として対応の方針で取るべきだと思うのです。司会者としてあなたは反省という言葉、何べんも聞いてます。聞いてるが、実際に反省しているかということなんですけど全く反省してない。だから私はこういった重大な問題、東京都の外環の2の計画に対して、外環本線の計画、これをごっちゃまぜにした発言をあなたが見過ごしているとか、最終的には私が理解したなんて、そのね、こういった発言はやっぱり私はまずいと思う。だからあくまできちっとやってください。私はあなたに対して辞めろなんてことは言わない。引き続きやってもらいたいからこういったことを言っているわけなんです。ですからこれからも頑張ってやってもらいたいと思っている。私の励ましの言葉なんです、これは。その件を誤解。最後まで聞きなさいよ。ですからね、こういった司会者は東京都の矛盾した回答に対して、構成員のB氏が「おかしい」と言っているにもかかわらず進めて、再度の質問を打ち切るために、都が役割分担でやったと理解しましたけれども違いますか?と都の代弁者として回答までしている。次回からは、こういった発言は。

司会: 私、聞かれたので確か答えたんだと思いますが。

構成員A: いや、聞かれたとしてもね。あなたが回答して、分かりましたなんて言葉でごまかされちゃ困るんですよ。これ。ですからこのことに関してしっかり国と東京都は、時間切れになっちゃって次でいいから、しっかり答えてもらいたい。

司会: 議事録じゃなさそうですね。分かりました。議事録に関してと議事要旨は先ほど 確認しましたとおり、確認したということに致します。次第3はどうしますか?そ

れでは。

構成員A: 司会者の方さ、ちょっと回答させなきゃまずいでしょ。次に進める以上は。いい 質問だったら必ず回答させるってことを確約してください。あなたはいつも次へ次 へって振って。

司会: すみません。私も全く議事を進めてないっていうのは反省しなきゃいけないこと なので。

構成員A: その原因が今の態度にあるわけよ。きちっと回答させないから、進まないのよ。 司会: すみません。それでは時間になってきましたので、まとめに。よろしいですか。

事務局: 事務局からのまとめです。

構成員A: まだまとまってないよ。私聞いてないよ、よく。答えをどうするかっていうこと について。

構成員T: ちょっとよく聞いて、答えてやってよ。

構成員A: どういうふうに回答させるかってこと、あなたが司会者として発言すべきよ、それは。理解しましたなんてことではなく。

司会: 私は、議事録に関してお聞きして、議事録に関しては認めていただいたと。

構成員A: 議事録の内容がまずいから、司会者として取るべき、対応すべきだって、私言ってるんだよ。

司会: そのご意見も伺いました。それでもう時間ですので、まとめましょうということです。

構成員A: 時間だからって、回答になってないよ、それ。

事務局: 本日は、議事録の構成員の表記についてということと、練馬地域の一部事業化に伴います立ち退き棟数、また、機能補償道路、都市計画について議論を行いました。本日の次第でいきますと、2番目の前回の議事の確認についてということで、資料6-1、資料6-2について確認をしていただきました。次回は、この次第の3番目、質問に対する回答、資料5-3から始めさせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。次回の開催時期ですけれども、これまでと同様に日程調整をさせていただきたいと思います。最後に、傍聴者の方も含めて、ご意見カードの記入提出をお願い致します。提出は、出口にボックスを置いてありますので、そちらに入れていただきますよう、よろしくお願い致します。以上です。

司会: 6-4-1をやったんですよね。

構成員O: 今の中で、次回への持ち越し事項、全然言われませんでしたけど、さっきのこの 図面で、90 棟、50 棟、40 棟という問題ありますね。この問題について、前回東京 都さんが述べられたその棟数、それとこの図面で。私の図面じゃなくてもいいです よ。こういうエリアで90 棟、こういうエリアで50 棟、こういうエリアで40 棟と。 それがよく分かるようなものを、是非示して回答して欲しいと思います。そのこと についてはうやむやになってますけど、よろしくお願いします。

構成員M: あと、匿名のやつやめて記号にするってやつ、できるだけ早く決めるっていうの も入っていないよ。 事務局: 議事録の表記の仕方、早急に対応してご報告させていただきます。

構成員O: それと1つだけすみません。都Aさんの名前で、東名ジャンクションと中央ジャンクションはこういう機能補償道路の検討状況という説明会があるんですね。明後日から。3日間もやる。相当内容もあるらしい。私も行こうと思ってます。それでこれについては大泉の皆さん、今日もたくさん見えてますけど、大泉エリアのこれはいつ頃やる予定をしているんですか。やっぱりこういう問題がありますね。そのやる予定をしているのか、してないのか。いつ頃になるか、それだけちょっと聞かせてください。

国A: 大泉ジャンクションの会については、まさにこの外環の2の事業化の話しもありますので、今東京都さんとよく調整をさせていただいて、日程をセットさせていただきたいと思います。

構成員M: 最後に一つ、最後に一つ、一言です。

司会: はい。じゃ一言。

構成員M: 司会者ね、勉強してくださいよ。7日の日にね、武蔵野でね、話し合いの会ありますよ。いっぺん傍聴してみたらどうですか。それから、議事録だとか構成員だとか、傍聴者のご意見カード見てらっしゃるんですか?何にも進歩がないじゃないですか。2回、3回、4回、5回、全部司会者のこと、個人的に批判したくはないけども、こうしたらいいとか多いですよ。

司会: それは毎回分かります。

構成員M: そのためには、やっぱりやるんだったら、他の話し合いの会とだって傍聴されるべきだと思うんですよ。

司会: それでは、これでおしまいにさせていただきます。どうもありがとうございました。